

久万高原町職員採用試験実施要領

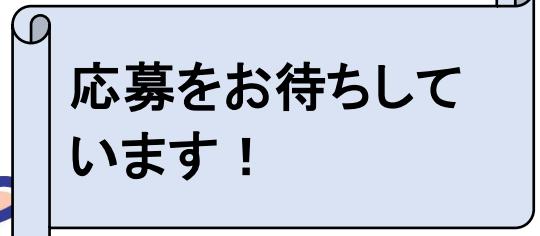
募集職種 消防職(社会人・消防職経験者)

受付期間 随時(応募状況により、個別に決定します。)
第一次試験日



久万高原町イメージキャラクター

ゆいぼう



申込サイトはこちらのQRコードから

久万高原町職員（社会人・消防職経験者）採用試験を次のとおり行います。

1 職種及び採用予定人員

試験は次の試験科目で行います。

職種	採用予定人員	勤務内容
消防吏員（消防士）	若干名	久万高原町消防吏員として、久万高原町消防本部・署で勤務し、消防業務に従事。

※採用予定人員に達した時点で採用試験を中断します。

2 受験資格

(1) 日本の国籍を有する者

(2) 次のアからエに該当しない者（（地方公務員法（昭和25年法律第261号））第16条の欠格条項）

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 採用までに久万高原町に住民登録し将来にわたって町内に居住する意志を有する者

(4) それぞれの職種について、次に該当する者

職種	年齢要件	身体要件・その他
消防吏員（消防士）	ア 社会人経験者（申込日現在で30歳未満の方） イ 消防吏員経験者（申込日現在で40歳未満の方）	ア 消防活動に支障のない体力を有し、心身ともに健康である者 イ 視力---矯正視力が両眼とも0.7以上の者 ウ 聴力が左右とも正常である者 性別：男女を問いません
		ア 社会人経験者（民間企業、国、地方公共団体等における正規の社員、職員等として職務経験を3年以上継続して有していること）。 イ 消防吏員経験者（消防吏員としての職務経験を3年以上有していること）。 ※愛媛県内の消防で職務経験がある方については、申込時において退職していること。 ※採用後、大型自動車免許を取得すること。

※職務経験について

- （1）休職等のため連続して1月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く）は通算不可
- （2）職務経験は月単位で算定する。（1月未満の月は、15日以上は1日、14日以下は切り捨て）

3 試験日時、場所及び合格発表

試験区分：消防吏員

区分	内容	備考
第1次試験	書類選考（小論文800字）	論題が記入された小論文記入用紙は、久万高原町ホームページより印刷できます。
第2次試験	面接試験（久万高原町役場）	面接試験：主として人物についての面接を行います。（約15分程度）
	体力測定試験（消防本部）	消防職員として必要な体力について測定します。 ※持参品：運動のできる服装（ジャージ等）、 シューズ

4 受験手続

(久万高原町公式HPから申込可能)



受験申込は、インターネット又は郵送で受け付けます。

(1) 申し込みの際は、次の書類等が必要ですので必ず提出してください。

1. 小論文（久万高原町HPより印刷し、800字以内で作成）

2. 市販の履歴書（写真貼付）1通

必要事項を自筆で正確に記入してください。なお、可能な限りA3用紙をご使用ください。

3. 健康診断個人票 1通（6ヶ月以内に受診したもの）※規定様式による。ただし検査項目を

満たしている場合は別様式で可（職種に対する適正があるかの判断をするため健康状態を確認するものです。）

※ 上記を添えて、「久万高原町役場 総務課」まで郵送（簡易書留）又は持参してください。

なお、封筒の表面に「消防職員」・「受験申込書在中」と朱書きで記入してください。

(2) 記載事項に虚偽があると職員として採用される資格を失う場合があります。

(3) 申し込みの際に提出された書類については、採用の資料に使用するので、他の目的には使用しません。

また、合否にかかわらず返還できませんのでご了承ください。

5 受付期間

随時募集

受験票は受験申込受付後、第1次試験合格者に詳細日程の通知に合わせて送付します。
この受験票は、第2次試験受験の際に必要となります。

7 合格から採用まで

- (1) 採用日は、原則1日付けとともに、採用月は相談の上で決定します。受験資格がないこと、申込書類に虚偽の記載がなされたことが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 社会人経験者は、採用されると愛媛県消防学校に入校し規律と節度ある環境の中で6ヶ月間全寮制により消防職員として、必要な教育を受けます。

8 給与等

初任給は、久万高原町職員の給与に関する条例（平成16年条例第46号）等の規定により、原則として次のとおり支給されます。初任給は、職歴及び学歴等がある場合は、一定の基準に基づき調整されます。※消防吏員経験者の階級は、合格者の職歴等に応じて決定します。

（令和7年4月1日現在）

試験区分	現行給料月額	諸 手 当
消防吏員（消防士）	(大学卒) 220,000円	久万高原町の給与に関する条例等に定める扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が該当者に支給されます。
	(短大卒) 204,400円	
	(高校卒) 188,000円	

9 その他

- (1) 第2次試験当日は、時間までに久万高原町役場までお越しください。
集合時間など、詳しくは第1次試験合格者に別途通知します。
- (2) 時間帯がお昼を挟む場合があります。その場合の昼食等は各自で用意してください。
- (3) 受験手続、そのほかお問い合わせは、久万高原町役場 総務課総務行政係へご連絡ください。

提出先及び問合せ先	住 所	連 絡 先
久万高原町役場 総務課 総務行政係	〒791-1201 上浮穴郡久万高原町久万 212番地	TEL 0892-21-1111 (内線163) FAX 0892-21-2860 久万高原町ホームページ http://www.kumakogen.jp/